

第5回理事会(臨時) 議事概要

- 1 開催日時 令和2年12月17日(木) 15時00分～17時40分
- 2 開催場所 Japan Sport Olympic Square14階 岸清一メモリアルルーム(東京都・新宿区)
次の理事は、Web会議システム(インターネット回線を使用した音声と映像を伝達するシステム)により参加した。

上野 広治 大河 正明 高田 裕司
山崎 浩子

- 3 出席者 理事総数 25名
出席理事 23名(代表理事を含む。)

会長	山下 泰裕	副会長	田嶋 幸三
副会長	松丸 喜一郎	専務理事	福井 烈
常務理事	尾 縣 貢	常務理事	粂井 圭子
常務理事	細倉 浩司		
理事	伊東 秀仁	理事	伊藤 雅俊
理事	上野 広治	理事	大河 正明
理事	大塚 眞一郎	理事	北野 貴裕
理事	小風 明	理事	小谷 実可子
理事	高田 裕司	理事	高橋 尚子
理事	野端 啓夫	理事	古谷 利彦
理事	星野 一朗	理事	南 和文
理事	山口 香	理事	山崎 浩子
監事総数	3名		
出席監事	有竹 隆佐、飯坂 紳治、塗師 純子		

- 4 議事の経過の要領及びその結果

【山下会長挨拶】

昨日開催されたアジアオリンピック評議会(OCA)総会にて、小谷理事がOCAアスリート委員長に就任することが決定したことを報告。本日の理事会の議案のうち、「JOCのガバナンスコード遵守に向けた取り組み」については以下の通り説明がなされた。

- 第4回理事会(11月17日開催)、第1回理事意見交換会(11月24日開催)、加盟団体(NF)会長会議(11月27日開催)及び第2回理事意見交換会(12月8日開催)で検討してきた。JOCの目指すオリンピズムの目的は、平和な社会の推進を目指し、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることであり、JOCが政治的に中立でなければならないことは言うまでもなく、この目的の達成は、JOC単独では成し得ず、NFとの連携が不可欠である。一方、JOCの財源は、公的資金が半分を占め、もう半分の「自主財源」はスポンサー企業からの支援によるもの。
- こうした状況を謙虚に受け止め、JOCがスポーツ界、あるいは日本社会全体にどのような価値を届けることができるかを真摯に考えていくこと、外からの声を排除するのではなく、より多くの方が信頼し、声に耳を傾けてくれるように努力することが、国内オリンピック委員会(NOC)としての責務を果たすことにもつながると考えている。特に、東京2020大会を今後のJOCの在り方につなぐためには、この責務を担う体制が構築されていることを対外的にも示すことが喫緊の課題であり、そのための体制構築を令和5年度の理事改選まで先延ばしにすることはできない。
- JOCがアスリートの強化・育成のための環境整備やそのためのNF支援に取り組むことは極めて重要なことだが、同時にJOCの最重要パートナーであるNFとともに、スポーツを通

じた社会の発展に一体的に取り組んでいくために、NF 会長会議や専務理事等会議を通じてコミュニケーションを図っていく必要がある。

- そのため、JOC 理事会は、JOC が NF のために何をやるかのみではなく、スポーツが社会の発展に寄与するために NF とともに何ができるかを議論する場であると考えている。JOC が単独で活動することは不可能であり、最重要パートナーである NF から一定数の理事が入ることは当然である。しかし、同時により広い視点から議論できる構成にすることが必要であり、本日、改めて役員候補者選考方法等に関する規程の見直しを提案する。

(1) 第 1 号議案 ガバナンスコード遵守に向けた取り組みについて

役員候補者選考方法等に関する規程の見直しについて、これまで理事意見交換会等で議論を重ねた上での主な修正点として以下の通り説明があった。

- 第 2 条第 6 項に役員候補者選考委員会委員の任期を明記、第 4 項に役員候補者選考委員会の構成を見直し、外部有識者を中心の編成とし、評議員を 2 名とするとともに、少なくとも女性 2 名を委員に含めることを明記。「役員を選任は評議員会の権限であることから、役員候補者選考委員会の委員の過半数は評議員から選ぶべきではないか」との意見があったが、定款において、役員は評議員会が選任することが明記されており、候補者を役員候補者選考委員会において選考することは法令上の問題はなく、候補者をどのように選考するかは各団体において独自に決定すべきものであり、役員候補者選考委員会の委員の過半数が評議員であることは法令上求められていない。役員候補者選考委員会は、理事候補者の選考理由を明確に評議員会に対して説明することが求められることから、選考委員の過半数が評議員であるかどうかは、最終的な評議員会の結論を左右するものではないと考えている。また、ガバナンスコードが役員候補者選考委員会を設置し、その構成員に有識者を含むこととしている趣旨は、理事としての資質・能力を適切に確認し、多様な意見を反映できる理事構成とするためであることを踏まえると、客観性・中立性を担保することが重要であり、提案した構成が適切と考える。「役員候補者選考委員会の委員を常務理事会が推薦すると、常務理事会の意向を踏まえた委員が推薦される恐れがあり、適切ではない」との意見もあったが、ガバナンスコードにおいては、理事会等の機関から独立した役員候補者選考委員会の設置が求められ、組織として選考委員会を設置することから、理事会でその委員を承認することは否定していない。理事会で委員の人選から検討することは現実的ではなく、常務理事会は推薦することができるだけであり、この書きぶりの改正は必要ないと考えている。なお、「役員候補者選考委員会の委員を評議員会で選任すべき」との意見も一部あったが、平成 28 年度第 2 回理事会及び平成 28 年度定時評議員会において、役員候補者選考委員の選任は評議員会ではなく、より円滑に選任できるよう理事会決議に改正した。こうした経緯を踏まえ、この部分の改正は必要ないと考えている。
- 第 3 条第 2 号について、「オリンピック憲章に倣い、団体の『代表』とすべき」との意見があったが、各 NF が自らの「代表」を機関決定し、「代表」として認められる方を推薦すると理解している。NOC の構成について、オリンピック憲章に記載されていることから、IOC に確認し、「代表」が誰を指すかは各 NOC、NF の判断に委ねられるとの説明であった。第 3 号について、オリンピック憲章において理事とすることが義務付けられている IOC 委員とアスリート委員会の代表について明記し、併せて日本スポーツ協会(JSPO)会長を理事とすることを記載。さらに、女性理事登用の観点、アスリート委員会の重要性を鑑み、アスリート委員会からは委員長のほか、委員 1 名を加え、男女 1 名ずつとした。第 4 号について、現行の役員の定年に関する規程の内容を役員の選考基準として規定した。第 6 号について、IOC 委員及び JSPO 会長は在任上限の例外となることを追記した。ガバナンスコードでは「中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情がある」と提言しており、役員候補者選考委員会が客観的な視点を確保したうえで、当該理事の実績、特別な事情の有無等について評価した場合には、例外的に 5 期 10 年を超えて再任できることとしており、将来的に中期計画等の目標が明確に定められた場合には適用される可能性があることから、例外規定を設

けておくことが必要と考える。

- ・第6条について、「役員候補者選考委員会が自ら役員候補者を推薦できることは自己審査となり不相当ではないか」との意見もあったが、役員候補者選考委員会は7名で構成されており、1人の委員が恣意的に候補者を選考することはできず、規程に基準や理事に求める資質を明記しており、役員候補者選考委員会はこれらに照らして選考理由を説明する責任を負うこととなり、客観性・公平性は担保され、問題はないと考える。ガバナンスコードが、役員選考に多様性をもたせるために理事会とは独立した組織として役員候補者選考委員会を設け、有識者を中心に構成することを求めていることを踏まえると、役員候補者の推薦を加盟団体と本会理事のみが行うことは趣旨に反すると考える。役員候補者選考委員会による候補者推薦の判断は、選考委員会が行うが、推薦にあたり現役員の意見を聞くことはありうると考えている。
- ・第8条について、第3条に具体的な内容を規定しているが、これ以外の基本的な考え方についても遵守することを明確にするため、第1号にオリンピック憲章等を遵守するという規定を入れた。第2号について、「数で目標を定めるべき」との意見もあったが、理事数に幅を持たせている以上、人数を示すことは困難と考えている。一方、第3条にアスリート委員会から女性1名を理事とすることを明記していること、役員候補者選考委員会に女性委員2名を入れること等、推薦方法の工夫で十分に達成可能と考える。令和3年度改選時に達成する目標を明確にすることについても議論したが、設定した数字が上限となることを避けるべきであることから、あくまでも40%を目指すという目標を維持することとした。また、「競技特性を踏まえ、競技バランスをより明確にすべき」との意見があったが、今回の規程の見直しの趣旨は、推薦母体、所属母体に関わらず、専門性のバランスを見ながら役員候補者選考委員会が候補者を選考するものであることから、競技バランスを詳細に規定することは適切ではないと考えている。

【主な意見等】

- ・12月8日の意見交換会において、複数名の理事から本規程の最終的な承認時期について質問があった。本日出席理事数名から、既に議論は尽くされて、指摘された意見もかなり反映されており、全員の賛成を得るまで議論するのはいかなものかという意見が寄せられた。理事全員の意見を伺った上で、可能であれば本日まとめたい。
- ・改定案に賛同したい。女性役員の割合については、NFが苦勞している点でもあり、数字ありきになるとNFにプレッシャーがかかるのではないかと懸念される。資料に示されるような実現のイメージを、NFにも説明してもらえれば、目標に向かって努力できると考える。
- ・競技力の低下につながらないように運用で考慮してほしい。
- ・様々な意見があると思うが、迷ったときにはガバナンスコードに準ずるべきである。ガバナンスコードは昨年6月に策定されてから1年半が経ち、今回の提案に唐突感があるとは全く感じていない。
- ・議論の進め方自体もフェアであり、受け入れるべき意見は受け入れた最終提案と理解している。理事再任上限5期10年については皆異存がない。例外規定はあるが、役員候補者選考委員会が特別な事情を評価するとあるので、恣意的な再任は防ぐことができ、正当性は担保できると考える。女性理事、外部理事の割合について、ガバナンスコードでは目標となっており、次期改選において到達することがベストではあるが、今すぐの達成が困難であると承知しつつも、具体的方策を講じることを求められており、達成のイメージが示されているので、提案のものでよいと考える。非常に丁寧に議論が進められてきたし、理事会としてこれだけの時間を費やしたのであれば、スケジュール感を持って、答えを出すべきところは出すべき
- ・第8条第3号の「その他の加盟団体」という表現について、将来構想の際に「その他」という表現に対して、一部NFから反対意見があったため、「以外の」等の表現に変更した方がよいのではないかと。
- ・活発に意見を交換するよい機会となり、たくさんの意見が反映された公平性、透明性が担保

された規程になったと考える。次期改選のプロセスを検討することになるが、丁寧な選考のために時間が必要。可能な限り早く規程を承認し、選考に移るべき。

- ・「役員改選の結果に関わらず、現役員が東京 2020 大会の終了まで成果をしっかりと確認できる環境を整備することが必要」の内容について、令和 3 年から規程が施行された時に、JOC がオリンピック開催国として対応できるか、不安を払拭するためにも具体的な内容を示してほしい。役員選考方法は JOC の在り方、業務執行に関わる重要な問題と考える。規程上は理事会の決議事項であるが、影響が大きいことを踏まえると、評議員や NF に幅広く意見を求めるプロセスがあってもよいのではないかと思う。役員候補者選考委員会の設置について、設置や構成について法令上の制限はないが、現在の規程では、評議員会の諮問機関的な位置づけで制定されてきたように思われる。評議員が過半数から 2 名となることは評議員会での議論の上、決定すべきと考える。役員候補者選考委員会の責任は重く、判断すべきことも多い。第 2 条第 4 項の有識者はどのような方が選ばれるのか、また、どのような方はなってはならないという欠格事由を明記すべき。理事候補者の資質、NF ごとの区分表撤廃について、JOC 組織の在り方が大きく変わる事となる。JOC がスポーツ界全体について理解し、提案すべきことも重要だが、今までの構成が変わるからこそ、幅広い丁寧な議論が必要。スポーツ団体は国内に様々あり、団体の特性がどこにあるのか、特性を活かすことによって日本全体のスポーツ界をどうしていくか。JOC の特性、期待されること、他団体との違いを意識して議論が必要。
- ・女性理事に関して、NF の中にも事情や困難があると理解する。最初からうまくいかないが、経験の場を与えることで、若者も女性も育つと考える。アスリート代表も男女 2 名入ることは画期的。IOC アスリート委員の立候補条件にある、アスリート委員会の代表が NOC の理事となっていることも超えて、複数名入ることは、ガバナンスコードの面だけでなく、アスリートの声を聞くという IOC が最も注力していることとも合致する。改訂案を支持する。
- ・ガバナンスコードは法律でも政令でもないが、自主的、自発的、自律的に、自分たちからスポーツ界を変えていくために、ガバナンスコードを遵守し、NF の範となる姿勢を見せる必要があると理解している。
- ・NF にも規程の趣旨を伝えることが重要と考える。規程の変更により NF とのコミュニケーションがとりにくくならないように、NF 会長会議や専務理事等会議等でしっかりコミュニケーションをとる必要がある。よい形で候補者を推薦してもらうために、なるべく早く NF に説明する必要があるため、早く結論を出したい。
- ・選考委員会の構成は了承するが、有識者の比重が高くなるため、オリンピック競技のバランスの在り方、JOC の組織が理解されている有識者はどのような人材をイメージしているのか。表の撤廃は大きなことで、役員候補者選考委員会に委ねることになる。評議員、NF 関係者はスポーツ全体を理解しているが、有識者には当たらないと考える。外部理事の資質と NF 推薦理事の資質能力の住み分けについて、第 4 条に記載された資質から選ぶことは理解するが、外部理事はこれ以外なのか、NF 推薦者に足りない人を外部理事から選ぶのか。外部理事についての推薦方法が明確でなく、求める資質が理解できない。
- ・再任上限について、規程上は何年でも再任できる形となっているため反対する。例外規定についても、福井専務理事が東京 2020 大会日本代表選手団団長を務めること以上の例外が存在するのか、理事会として議論すべき。決定プロセスについて、NF がパートナーであり、公的資金は JOC ではなく、NF に分配するためにもらっている。JOC の成り立ちを考えた時に、11 月の NF 会長会議で具体でなくても本件について示していれば、意見を救い上げることができたかもしれないし、残念である。
- ・枠組みがないことで、理事選考が難しくなると感じる。特定の分野の利益を求めるのではなく、その分野でしかわからない考え方や視点があるかと考える。様々な視点、考え方が集まるために NF からバランスよく理事が選出、配置されることを希望する。

【決議内容】

- 1) 役員候補者選考方法等に関する規程（案）第8条第3号「...その他の加盟団体...」を「...それオリンピック実施競技以外の加盟団体...」と変更する。
- 2) 役員候補者選考方法等に関する規程を改定する。

(2) 第2号議案 規程について

オリンピック強化指定選手及び強化スタッフについては、当該事業の制度概要を記載した「アスリートプログラム」はあったが、「規程」はなかった。令和3年度には、夏季・冬季オリンピック競技大会が開催され、アスリートの他指導者、スタッフ等への注目も一層高まることが予想されるため、改めて「規程」として定め、遵守事項等を明示した。

第6条の遵守事項については、国際総合競技大会派遣規程における日本代表選手団の遵守事項を参考に整理した。強化スタッフについては、これまで「委嘱」としていたが、本会との関係性等を鑑み、オリンピック強化指定選手と同様「認定」に変更する。

承認いただけたら、対象NFに周知の上、令和3年度の対象者より本規程を適用し、令和3年4月1日より施行したい。

【主な意見等】

- ・第8条第1項より本会職員ではないことになるため、JOC 役職員倫理規定の適用について質問があり、雇用、業務委託の関係ではないため役職員倫理規定は適用されないが、その代わりに第6条に遵守事項を規定していることを説明。

【決議内容】

- ・オリンピック強化指定選手及び強化スタッフ規程の制定。

(3) 第3号議案 国際総合競技大会関係について

- 1) 第6回アジアビーチゲームズ(2020/三亜)日本代表選手団団長、旗手の決定と選手団員の認定方法
第6回アジアビーチゲームズ(2020/三亜)日本代表選手団団長及び旗手の決定並びに選手の認定について、大会組織委員会へのエントリーバイネームの締切が令和3年1月28日であることから、会長、副会長、専務理事、選手強化本部長に一任いただきたい。

【決議内容】

- ・日本代表選手団団長及び旗手の決定並びに選手団員の認定については、会長、副会長、専務理事、選手強化本部長に一任する。

- 2) 第32回オリンピック競技大会(2020/東京)日本代表選手団員の認定方法

各競技・種別毎で国際競技連盟(IF)設定の出場資格獲得時期及び国内選考時期が異なり、令和3年2月から各NFより推薦名簿が提出されることより、日本代表選手団員については会長、副会長、専務理事(選手団団長)及び選手強化本部長で順次認定し、発表することとしたい。

【決議内容】

- ・日本代表選手団の認定については、会長、副会長、専務理事(選手団団長)及び選手強化本部長に一任する。

- 3) FISU ワールドユニバーシティゲームズ(2021/成都)日本代表選手団 編成方針

FISU ワールドユニバーシティゲームズ(2021/成都)の日本代表選手団編成方針について提案。なお、大会名称について、FISU より 2021 年より変更するとの連絡があり、選手強化常任委員会(12月15日開催)にて議論した結果、FISU 規程に基づき日本語表記を「FISU ワールドユニバーシティゲームズ(西暦/開催地)」と変更することとしたと報告。

【決議内容】

- ・ FISU ワールドユニバーシティゲームズ(2021/成都)日本代表選手団編成方針。
- ・ 日本代表選手団は、「人間力なくして競技力向上なし」を根幹に据え、行動規範を遵守し、各国・地域との友好親善に寄与できる選手と監督・コーチ等をもって編成する。
- ・ 日本代表選手は原則として現役大学生とし、将来オリンピック等国際大会で活躍が期待できる者として推薦された中から選考する。

(4) 第4号議案 ※未公表情報含むため公表不可

(5) 第5号議案 委員の変更について

一般社団法人日本クレ射撃協会より、選手強化本部員、総務本部員、日本ユニバーシアード(JUSB)委員、ナショナルトレーニングセンター(NTC)委員について変更届が提出された。

【決議内容】

- 1)選手強化本部員 及川悦郎氏より永島宏泰氏へ変更
- 2)総務本部員 増田正起氏より菊本哲也氏へ変更
- 3)JUSB 委員 及川悦郎氏より柏木孝則氏へ変更
- 4)NTC 委員 及川悦郎氏より永島宏泰氏へ変更

(6) 第6号議案 役員の選任について

令和元年度定時評議員会(令和元年6月27日開催)での役員選任以降、3名の理事が辞任した結果、理事数24名となり、定款に定める理事数25名以上30名以内を満たさなくなった。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第63条では、定款で定めたその員数に欠員が生じた場合には、遅滞なく、評議員会を招集し、新たな役員の選任手続をしなければならないと定められている。しかしながら、役員を選任する役員候補者選考委員会は令和元年度定時評議員会にて任期満了となっている(平成30年度第1回理事会承認)ことから「役員候補者選考方法等に関する規程」に定められた手続に則り、新たな役員を選任する手続が必要となるが、役員選任のための臨時評議員会の開催までに2回理事会を開催する必要があり、臨時評議員会の開催は早くても3月末から4月頃となる。ついては、オリンピック憲章の規定に基づき、本来であればアスリートの代表として理事になるべき澤野大地アスリート委員長が、現在オブザーバーとして理事会に参加していることから、澤野大地氏を理事候補者として、評議員会に推薦することを提案したい。

【決議内容】

- 1) 評議委員会への理事の推薦について、理事会から推薦する
- 2) 理事候補者について、友添前理事の後任として澤野大地氏を推薦する
- 3) 新たな理事の任期については、定款第24条第3項に記載のとおり、前任者の任期の満了する時まで(令和3年6月の定時評議員会終結の時まで)とする。
- 4) 任期終了後、再任するよう今後、設置される役員候補者選考委員会に推薦する。
- 5) 東京2020大会終了後に実施されるJOCアスリート委員選挙後、新たに選任されるアスリート委員長が新たな理事になること
- 6) 次回開催される評議員会にて決議を諮る。

(7) 第7号議案 臨時評議員会招集について

議案第6号「役員の選任」に関して、理事会よりアスリート委員長である澤野大地氏を理事候補者として選考し、評議員会に推薦することが合意されたことに伴い、臨時評議員会の招集を決議し、審議いただくことを提案したい。

臨時評議員会は令和3年2月3日(水)15時より、JSOS14階岸清一メモリアルルームにて開催することとし、評議員会の目的である事項については、「役員の選任について」とする。

【決議内容】

- 1) 臨時評議員会を2月3日(水)15時より、JSOS14階にて開催する。
- 2) 決議事項は「役員を選任について」とする。

5 報告事項（主要なもののみ記載）

(1) 東京2020オリンピック・パラリンピック関係について

1) テストイベントについて

東京2020大会の延期により、実施スケジュールを再考していたテストイベントカレンダーを11月27日に公表。

2) 新型コロナウイルス感染症対策について

政府が主導し、東京都、東京2020組織委員会で構成する「新型コロナウイルス感染症対策調整会議」において検討している。アスリートについて最優先で検討を実施し、安全・安心な環境の下、万全のコンディションで競技に臨めるように、場面ごとの感染症対策を行う。選手団の出入国については、政府でアスリート用のトラックを準備し特別な入国措置対応を予定。出入国時の検査、その後の行動管理が基本となる。

IOC理事会において、滞在期間のルールが発出された。新型コロナウイルス感染症対策として選手村を安全・安心な環境とするために、滞在する期間を短くし、原則、個々の競技開始5日前から入村し、競技終了後2日以内に退村することで各NOCと調整する。

検査については、無症状者も含めて全てのアスリートに対してスクリーニング検査を行う。組織委員会感染症対策センター(仮称)を設置し、情報を一元的にする。

3) IOC-IPC 合同プロジェクトレビュー、IOC バッハ会長の来日について

11月16日から18日まで、IOC・IPC 合同プロジェクトレビューを実施。

バッハIOC会長は、菅総理及び小池都知事を表敬訪問し、東京2020大会開催を必ず実現し、安心・安全な開催に向けて、今後も緊密に協力していくというステートメントを発表した。

日本オリンピックミュージアム(JOM)において、バッハIOC会長から安倍晋三前総理への「オリンピックオーダー金章」の授与式が行われた。

4) オリンピック聖火リレーについて

2021年3月25日(木)から福島県・ナショナルトレーニングセンターJ ヴィレッジを皮切りに121日間、各県をまわる日程は既に発表されているが、12月15日(火)に、東京2020オリンピック聖火リレーの実施市区町村、セレブレーション会場(イベント会場)も発表された。

(2) 総務本部関係について

1) 国際専門部会関係

12月16日にマスカット/オマーンにおいて、アジア地域全45NOCが参加し、OCA総会が対面ならびにオンラインで実施された。

2030年アジア競技大会の開催都市について、2都市(ドーハ/カタール、リヤド/サウジアラビア)が立候補しており、投票の結果ドーハが2030年、リヤドが2034年に決定した。

また、2019年からOCAアスリート委員会委員長であった室伏広治氏が2020年10月にスポーツ庁長官就任に伴い同委員長を辞任し、後任として2023年までの残りの任期を、小谷理事が委員長となることと諮られ、総会で承認された。

(3) その他

1) 次回理事会について

次回理事会(3月予定)の前に臨時理事会を開催。日程は決定次第通知。

2) 国際トライアスロン連合役員選挙について

大塚理事が副会長に立候補されトップ当選したことを報告。

以上